

(1) 役員会**① 設置の趣旨（目的）及び組織****ア 組織設置の趣旨（目的）**

役員会は、国立大学法人法第 11 条第 3 項に則り整備された国立大学法人上越教育大学役員会規則に基づき、次のとおり本学運営に係る重要事項を審議する。

- i) 中期目標についての意見（国立大学法人法第 30 条第 3 項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見）に関する事項
- ii) 国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項
- iii) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- iv) 大学、学部、大学院その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- v) その他役員会が定める重要事項

イ 組織の構成及び構成員等

役員会は、学長及び理事で組織されている。役員会規則において、「監事、副学長及び事務局長は、役員会に出席し、意見を述べることができる。」とされており、毎回、監事、副学長及び事務局長に出席を求めている。

② 運営・活動の状況**ア 委員会等の開催状況**

役員会は、原則、毎月第 2 水曜日に開催。令和 6 年度においては、10 回（第 195 回～第 204 回）開催した。

イ 審議された主な事項

主な審議事項は、①令和 6 年度研究費不正使用防止計画 ②令和 5 事業年度決算 ③令和 7 年度概算要求 ④令和 6 年度学内補正予算（第 1 次） ⑤非常勤職員給与の改定 ⑥役員会、教育研究評議会及び教授会並びに各種学内委員会等運営の見直し ⑦令和 6 年度学内補正予算（第 2 次） ⑧国立大学法人ガバナンス・コードに係る適合状況等に関する報告 ⑨給与関係規則の改正 ⑩令和 6 年度学内補正予算（第 3 次） ⑪令和 7 年度学内予算編成方針 ⑫職員宿舍中長期計画の改定 ⑬職員の在宅勤務に関する細則の制定 ⑭人事関係規則の一部改正 ⑮会計規則等の一部改正等 ⑯令和 6 年度学内補正予算（第 4 次） ⑰令和 7 年度学内予算 ⑱監事監査規則の一部改正であった。

ウ 重点的に取り組んだ課題や改善事項及び前年度の検討課題への取組状況等

今年度は特に役員会、教育研究評議会及び教授会並びに各種学内委員会等運営の見直しについて審議し、各種会議等の運営体制について見直しを行った。

③ 優れた点及び今後の検討課題等

役員会は、関係法令及び本学規則等に則り設置・運営されており、十分機能している。特に、監事、副学長及び事務局長に毎回出席を求め、意見を聴取しており、適正な大学運営の確保に努めている。